

令和6年度第1回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年8月22日（木）午後3時開会
場 所：Web会議

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第12次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
○渡部 要一 北海道大学大学院工学研究院 教授
秋山 雅行 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
研究推進室研究調整 G 主査
伊藤 真由美 北海道大学大学院工学研究院 教授
奥本 素子 北海道大学大学院教育推進機構 准教授
小幡 宣和 札幌学院大学法学部 准教授
河合 久仁子 東海大学生物学部 教授
北岡 真吾 北海道大学サステイナビリティ推進機構 特任准教授
高橋 英明 (地独) 北海道立総合研究機構 フェロー
奈良 顕子 (一社) 北海道建築技術協会 常任理事
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師

計 11 名 ◎ : 会長、○ : 副会長

(2) 事業者

・発寒清掃工場更新事業

(事業者) 札幌市環境局環境事業部施設建設担当課長 鳴原 亮

- 〃 施設管理課施設建設担当係長 常本 雄亮
〃 施設管理課施設管理担当 富樫 理人
〃 施設管理課施設管理担当 成田 知起

(環境影響評価の委託を受けた者) エヌエス環境株式会社 札幌支社 3名

(3) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 高田 誉之

- 〃 環境共生担当課長 坂田 一人
〃 環境共生担当課環境共生係長 石田 陽子
〃 環境共生担当課環境共生係 村上 佑太

2 報道機関・傍聴者

なし

1. 開 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

今回も、昨年度までと同様にオンライン形式で開催させていただきたいと思います。

また、札幌市情報公開条例の規定に基づき、本会議は傍聴希望者向けにユーチューブにて限定公開という形でライブ配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録作成のため、本会議映像を録画しておりますので、あらかじめご了承をいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の高田よりご挨拶申し上げます。

○高田環境管理担当部長 今年の4月から、環境管理担当部長として西村の後任で参りました高田と申します。

環境影響評価審議会の開催に当たり、一言だけご挨拶を申し上げます。

審議会委員の皆様におかれましては、ご多用の中、本日もご出席いただきまして、心よりお礼を申し上げます。

本来であれば対面でご挨拶差し上げるべきところでしたが、今回、オンラインということで、画面越しのご挨拶となり、誠に申し訳ございません。

さて、今年度の札幌市環境影響評価審議会では、昨年度から引き続き、発寒清掃工場や西部スラッジセンターの更新事業等に係る審査が予定されております。このうち、本日の審議会では、発寒清掃工場更新事業における方法書の審査についてご審議をお願いしたいと存じます。

環境影響評価制度の適正かつ円滑な運用のためには、委員の皆様のお力添えが不可欠でございます。皆様の活発なご審議、専門的な見地からのご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 最初に、本日の資料について確認させていただきます。

事前にメールで送付させていただいたところですが、まず、次第、次に委員一覧、事業者関係出席者名簿となっております。そのほか、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書、資料1の事業者説明資料、参考資料の環境影響評価制度の現状となっております。

なお、方法書図書の本書、要約書につきましては事前に送付させていただいております。

資料は以上となります。

本日は、委員15名のうち、12名の出席をいただく予定になっております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、石塚委員、片山委員、水島委員につきましては、所用により欠席となっております。また、石川委員が遅参、河合委員につきましては業務の都合により途中で退室される旨、承っております。

委員の皆様におかれましては、ここでカメラをオンにさせていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、これからの進行につきましては、坪田会長にお願いしたいと存じます。

坪田会長、よろしくお願いたします。

2. 議 事

○坪田会長 皆さん、こんにちは。

それでは、早速、進めさせていただきます。

本日は、先ほど案内にあったとおり、札幌市環境影響評価条例の対象事業として、札幌市の一般廃棄物焼却施設に当たる発寒清掃工場更新事業の審議が予定されております。

終了時刻は16時頃を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどをよろしくお願いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

議題は、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書に係る第1回目の審議となります。

なお、本日、事業概要、方法書内容の説明員として事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

では、本事業の条例における手続状況等について、事務局からお願いたします。

○事務局（石田環境共生係長） 環境共生担当課の石田と申します。今年度もどうぞよろしくお願いたします。

事務手続についてご説明いたします。

本事業は、札幌市環境影響評価条例における第1種に該当する事業です。

事業者及び都市計画決定権者ともに札幌市長となります。

先月、札幌市長宛てに方法書が送付され、今月7日から9月5日までの1か月で縦覧、及び、9月19日まで意見募集が行われているところです。

なお、審議会への諮問は事業者からの見解書提出を受けてということになりますので、今回は諮問に先立つ事前説明及び審議という位置づけになります。

説明は以上となります。

○坪田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

なお、方法書につきましては、本日を含めて3回の審議を予定していますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(各委員から発言なし)

○坪田会長 特に異論はないと思いますので、それでは、事業者である環境局環境事業部から事業概要と方法書の内容についてご説明をお願いいたします。

○事業者(札幌市環境局環境事業部) 環境局環境事業部施設建設担当課長の嶋原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価方法書の内容についてご説明するお時間を

いただきまして、ありがとうございます。

まず、本日の出席者をご紹介させていただきます。

事業者である札幌市からは7名出席しております。

環境局環境事業部施設建設担当係長の常本です。

次に、担当の富樫です。

同じく、担当の成田です。

今回、方法書の作成支援を担当したエヌエス環境株式会社の吉田です。

同じく、大野です。

同じく、林です。

以上の出席者でご対応させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ここで、資料を映しますので、少しお時間をいただきます。

初めに、本日のご説明内容でございます。

一つ目に、事業計画について、二つ目に、環境影響評価の方法について、三つ目に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

なお、二つ目の環境影響評価の方法につきましては、方法書の作成支援を担当しましたエヌエス環境株式会社よりご説明させていただきます。

それでは、一つ目の事業計画についてご説明させていただきます。

札幌市内には、現在、発寒、白石、駒岡の3清掃工場が稼働中ですが、今後も安定的なごみ処理体制、効率的な収集体制を維持するためには3工場体制が必要と考えております。

発寒清掃工場は、平成4年、1992年に竣工しまして、既に30年以上が経過しており、延命化を図っているものの、老朽化が進んでいるため、建て替えを計画しております。

事業の名称は、発寒清掃工場更新事業、1日の焼却処理量は640トンを計画しております。

札幌市環境影響評価条例と照らしますと、その他一般廃棄物処理施設の新設の第1種事業に該当いたします。

事業実施区域は、西区発寒15条14丁目2-1でJR札幌駅から北西に約7キロメートル、JR発寒駅から北に約1キロメートルに位置しております。右の図のとおり、水色で着色した現発寒清掃工場の北西に隣接して、黄色で着色した場所に新発寒清掃工場を建設する計画でございます。

なお、今後のご説明につきましては、それぞれ現工場及び新工場とさせていただきます。

こちらは、現工場と新工場の位置を拡大した写真になります。赤枠で囲った範囲が今回の事業実施区域になります。

新工場は、現工場に隣接し、現在の西清掃事務所と市道の一部を含めた黄色で着色した部分に建設する計画でございます。

なお、現工場は、新工場を建設し、供用を開始した後に解体する計画でございます。また、新工場に隣接する発寒破碎工場は継続して稼働いたします。

新工場の施設規模についてです。

現工場は、札幌市内のごみ処理を担っておりますが、新工場では、札幌市に加え、石狩市及び

当別町の可燃ごみを受け入れる広域処理を行う予定でございます。

新工場では、広域化や今後のごみ減量などを踏まえ、札幌市分が1日当たり560トン、石狩市と当別町分が80トンと見込んでおりまして、合計で640トンの施設規模が必要となる計画でございます。

続いて、現工場と新工場の比較になります。

環境影響評価において重要な項目となりますのは、まず施設規模ですが、こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、1日当たり600トンから640トンに変更する計画でございます。

施設の稼働時間は、24時間連続稼働で変更はございません。

次に、煙突の高さになりますが、現状は地上100メートルで新工場も同様の計画でございますが、今後の基本計画の中で正式に決定いたします。

また、新工場の供用開始につきましては、令和14年度を予定しております。

施設配置につきましては、環境影響評価では主に大気質の影響を検討するために、煙突の位置が重要となります。現時点では、煙突を南側に建設するA案、煙突を北側に建設するB案の可能性を残しておりまして、今後の準備書段階で決定いたします。ただし、環境影響評価の方法につきましては、どちらの案を採用しても変わりはありません。

以上で、事業計画に関するご説明を終わります。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 続きまして、2番の環境影響評価の方法について、エヌエス環境株式会社の吉田よりご説明いたします。

初めに、環境影響評価の方法のご説明に入る前に、計画段階環境配慮書について少し振り返りたいと思います。

配慮書においては、大気質、騒音、振動、景観について影響の検討を行いました。いずれの項目においても、現時点では周辺環境に大きな影響を及ぼすことはないと評価しました。また、現時点で可能性のあるA案、B案の施設配置について比較した結果、周辺環境に与える影響には大きな差は認められませんでした。

配慮書についての意見と見解です。

札幌市環境影響評価条例第6条の7に規定された意見の提出においては、期間中に提出された意見書はありませんでした。

続いて、配慮書に対する市長意見と事業者の見解です。

市長意見は、総論二つ、各論三つの合計五つでした。

まず、総論の一つ目です。

A案、B案の絞り込みについては、環境への影響が極力回避または低減されるように行うこととのご意見です。

これに対して、事業者としては、準備書段階で周辺環境に配慮して絞り込みを行うと回答いたしました。

総論の二つ目は、現工場と新工場が同時に稼働する期間が生じる可能性があることから、大気質をはじめとして、複合影響を検討することとのご意見です。

これに対し、事業者としては、大気質や騒音等について同時に稼働した場合の影響を検討すると回答しています。

続いて、各論の一つ目です。

大気質についてです。

工事の実施が周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、窒素酸化物等を項目として追加することとのご意見です。

これに対し、事業者としては、札幌市環境影響評価技術指針では基本項目として選定されていないものの、建設機械の稼働及び運搬車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を項目として追加すると回答しています。

各論の二つ目も大気質です。

短期高濃度の検討は、上層逆転層発生時や逆転層崩壊時等の様々な拡散条件を考慮することとのご意見です。

これに対し、事業者としては、短期的な気象条件を考慮した調査、予測、評価を計画すると回答いたしました。

各論の三つ目です。

騒音と振動についてです。

施設の稼働の影響が低減されるよう調査、予測、評価を行うこととのご意見です。

これに対し、事業者としては、設備配置や稼働条件等を考慮して周辺環境に配慮した調査、予測、評価を行うと回答いたしました。

A案、B案の絞り込みの際にも、これらを考慮したいと考えております。

以上、配慮書の簡単な振り返りでした。

ここからは、方法書の具体的な内容についてご説明いたします。

まず、環境影響評価項目についてです。

このページでは、大気質、騒音、振動、悪臭を選定しております。

原則として、札幌市環境影響評価技術指針の基本項目より選定しておりますが、このうち、オレンジ色の丸がついた建設機械の稼働及び運搬車両の運行の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質は、市長意見を受けて追加した環境影響評価項目になります。

続いて、これも環境影響評価項目の続きです。

低周波音、日照障害、電波障害、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガスを選定しております。

こちらも原則として、札幌市の技術指針の基本項目より選定しております。

なお、今回の事業の計画を勘案しまして、札幌市の技術指針の基本項目となっている項目から水質、地形及び地質、植物、動物、生態系は除外しております。

これ以降は、各環境影響評価項目の具体的な調査、予測及び評価手法についてご説明いたします。

まず、大気質です。

調査項目は、大気質、粉じん、硫黄酸化物（二酸化硫黄）、窒素酸化物（二酸化窒素）、浮遊

粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀とし、あわせて、気象観測、交通量を調査します。また、市長意見にあるように、短期濃度の条件を確認するため、上層気象観測を夏季と冬季に実施する計画です。

現地調査の地点です。

黄色の丸は、事業実施区域や影響範囲の現況を把握する代表地点として選定しています。

青色の丸は、車両の運行の影響を把握するため、道路沿道の公園を選定しております。

ピンク色の丸につきましては、煙突排出ガス及び車両の運行の影響を把握するために、保全対象となる小学校を選定しています。

なお、公園や小学校を選定したのは、実際に測定器の設置が可能と考えることも一つの理由になります。

予測、評価する項目は、建設機械の稼働、工事車両の運行、施設供用時における煙突排出ガス、廃棄物の搬出入車両の運行に伴う大気質濃度を対象とします。

なお、短期濃度予測の条件は、大気安定度不安定時、逆転層発生時、逆転層崩壊時、ダウンウオッシュ、ダウンドラフトとします。

評価は、環境基準等と整合しているかとします。

次に、騒音と振動です。

調査項目は、各種騒音レベル、振動レベル、それから、地盤卓越振動数、交通量とします。年に1回、24時間の測定を計画しております。

現地調査の調査地点です。

青色の丸は、建設機械の稼働、施設の稼働の影響を把握するための地点で、事業実施区域の敷地境界及び最寄りの住居を選定しております。

赤色の丸は、車両の運行の影響を把握するため、道路に面する住居、公園等を選定しております。

予測、評価する項目は、建設機械の稼働、施設の稼働、工事車両の運行、廃棄物の搬出入車両の運行に伴う騒音、振動を対象とします。

なお、道路交通騒音の予測モデルは、ASJ RTN-Model 2018としています。

評価は、「環境基準、規制基準等と整合しているか」とします。

続きまして、低周波音です。

調査項目は、3分の1オクターブバンド音圧レベル及びG特性音圧レベルとします。

施設稼働時の類似事例になるため、現工場の稼働時と停止時の2回測定する計画です。

現地調査の調査地点です。

青色の丸は、施設稼働の影響を把握するために設定した地点で、現工場、事業実施区域の敷地境界、最寄りの住居を選定しております。

予測、評価する項目は、施設の稼働に伴う低周波音を対象とします。

予測は、現工場の現地調査結果と距離減衰式を用いた定量的方法を計画しています。

評価は、低周波音問題対応の手引書に示される周波数別の3分の1オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルなどと整合しているかとします。

続きまして、悪臭です。

調査項目は、主に臭気指数とします。

現地調査の調査地点です。

青色の丸は、施設漏えいの影響を把握するため、事業実施区域の敷地境界、最寄りの住居を選定しております。

こちらも現地調査の調査地点です。

黄緑色の丸は、煙突排出ガスの影響を把握するために設定した地点で、大気質と同様に保全対象となる小学校を選定しております。

予測、評価する項目は、施設漏えい、煙突排出ガスに伴う悪臭、札幌市では臭気指数を対象とします。

予測は、施設漏えいについては、現工場の現地調査の結果を踏まえた定性的方法、煙突排出ガスについては、定量的方法の採用を計画しております。

評価は、規制基準と整合しているかとします。

続いて、日照阻害です。

調査項目は、地形及び既存の建物等による光の状況とします。

調査は、冬至日付近の晴天日に天空図の作成、または天空写真を撮影する方法とします。

現地調査の調査地点です。

青色の丸は、施設の存在による日照阻害の影響を把握するため、新工場北側の事業実施区域周辺の住居、事業所を選定しております。

予測、評価する項目は、施設の存在による日照阻害の影響の程度を対象とします。

予測は、冬至日における等時間日影図から定量的に予測する方法、天空図の作成により住居への影響の程度を定量的に予測する方法を計画しております。

評価は、建築基準法等に示される日影時間と整合しているかとします。

続いて、電波障害です。

調査項目は、テレビ電波の受信状況、テレビ電波の送受信状況とします。

テレビ電波の受信状況については、テレビ電波測定車を用いて画像評価などを行います。

電波障害の影響範囲です。

ピンク色の丸の範囲では、電波障害の影響を把握するために設定しており、事業実施区域から半径1キロを影響範囲として選定しています。

予測、評価する項目は、施設の存在による電波障害の影響の程度を対象とします。

予測は、NHKで開発された遮蔽障害予測計算の実用式及び反射障害予測計算の実用式により、障害範囲を定量的に予測する方法を計画しております。

評価は、実行可能な範囲で回避または低減され、環境保全の配慮が適正であるかとします。

続きまして、景観です。

調査項目は、主要な視点場の状況、主要な自然景観及び都市景観資源の状況、主要な景観の状況、圧迫感の状況とします。

調査は、主に写真撮影、天空写真の撮影などにより実施いたします。

こちらが調査地点で、近景域は事業実施区域から半径500メートルの範囲を影響範囲としております。また、中景域は半径3キロメートルを影響範囲としております。

青色の丸は、写真撮影地点として、主に公園等を選定しております。

こちらは遠景域です。事業実施区域から半径8キロメートルを影響範囲としております。

青色の丸は、同じく写真撮影地点として、主に展望台等を選定しております。

こちらの青色の丸は、事業実施区域周辺の近景域における眺望の変化及び圧迫感の影響を調査する地点として選定しております。

予測、評価する項目は、施設の存在による主要な景観の改変及び圧迫感の程度を対象とします。

予測は、各視点場のフォトモンタージュを作成し、景観の変化を視覚的に把握する方法と、近景域の圧迫感は、天空写真を用いた形態率による方法を計画しております。

評価は、札幌市景観計画に基づく景観形成の考え方の意見に基づく形態率と整合しているかとします。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場です。

調査項目は、ふれあいの活動の場の状況として、人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況、利用環境の状況とします。

調査時期は、四季とし、それぞれ平日、休日に実施いたします。

調査方法は、既存資料の収集整理、現地踏査、関係機関へのヒアリングといたします。

現地調査の調査地点です。

原則として、景観の中近景の調査地点と同じとしておりまして、公園や散策路を選定しております。

予測、評価する項目は、供用時の施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響の程度を対象とします。

予測は、景観の予測評価の結果より、利用環境の変化を把握する方法を計画しています。

評価は、実行可能な範囲で回避または低減され、環境保全の配慮は適正であるかとします。

続きまして、廃棄物等です。

調査項目は、撤去建造物及び伐採樹木等の状況、建設発生土の状況、特別管理廃棄物の状況とします。また、現工場から発生する廃棄物の種類、数量、処理、処分の状況も整理いたします。

予測、評価の項目は、建設工事に伴う副産物の種類、発生量等及び施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等を対象といたします。

評価は、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画と整合しているかとします。

続きまして、温室効果ガスです。

調査項目は、温室効果ガスの状況として、温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量に係る原単位の把握、温室効果ガスの排出を回避、低減するための対策またはエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況とします。

本項目は、現工場の実績と既存資料を基に使用いたします。

予測、評価する項目は、施設の供用に伴い排出される温室効果ガスの量とします。

なお、温室効果ガスの種類は、二酸化炭素を対象といたします。

予測は、環境省が公表しているマニュアルや事業計画を基に、温室効果ガスの排出量またはエネルギー使用量を算出いたします。

評価は、札幌市気候変動対策行動計画の目標と整合しているかとします。

以上で、2番目の環境影響評価の方法についてのご説明を終了いたします。

○事業者（札幌市環境局環境事業部） 3番目の今後のスケジュールにつきましては、札幌市よりご説明させていただきます。

環境影響評価としては、昨年、令和5年度は計画段階環境配慮書の手続を行ってまいりました。そして、本年、令和6年度は方法書の手続を行っております。順調に進みますと、来年度以降に現況調査、予測、評価など準備書の作成に取りかかる予定でございます。

現時点では、令和9年度以降に工事の着工、供用開始は令和14年度を予定しております。

最後に、方法書の手続のスケジュールでございます。

方法書の公告日は、令和6年8月7日、縦覧期間は8月7日から9月5日までとなっております。また、方法書説明会は9月4日午後6時30分から午後7時30分を予定しており、場所は現発寒清掃工場の会議室にて開催する予定でございます。

意見書の提出期限は、令和6年9月19日必着となっております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○坪田会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事業の概要や方法書の各環境項目に関して、何かご質問がありましたら遠慮なくしてください。

特に大気質、騒音、振動辺りかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

私から一つ、専門ではないところのですけれども、お伺いしたいと思います。

温室効果ガスのところで直接的な二酸化炭素の排出量を測定するというに加えて、エネルギーの使用量をモニタリングするという項目があったと思うのですけれども、今回、エネルギーの使用量をなるべく低減する何か工夫というのは考えておられるのでしょうか。

○事業者（札幌市環境局環境事業部） エネルギーの低減といいますか、今回の更新に当たりまして、水蒸気を発生させながら運転していくのですけれども、その水蒸気を高温、高圧の水蒸気にするという形が、今、清掃工場では主流となっております、そうすることで発電効率を上げていくというところがございます。

もう一つは、廃熱も多く利用できるという利点がありますので、そういったところでエネルギーの活用というところを考えております。

○坪田会長 エネルギーの使用、利用ということですね。

これだけ地球温暖化が進んでいる中で、本当にささいなことかもしれませんが、ちりも積もれば山となるという言葉がありますし、一つ一つのエネルギーの使用量をなるべく低減することが大事かと思っておりますので、ぜひその点もご配慮いただければと思います。

ほかに何かご意見や質問はございませんか。

○奈良委員 奈良です。

今のエネルギーの使用に関わることで、高温の熱が大量に出てくると思うのですけれども、最

近、どんな建物でも熱を出したものをどうやって発電につなぐとか、どうやって有効利用をするということをメインのお話になることが多いのですが、その前段階として、出た熱をできるだけ駄々漏れさせないように、焼却炉の断熱や建物自体の断熱についても考えていただきたいなと思います。これはお願いです。

もう一つ、電波障害についてです。

新しい建物が建ってから古い建物を解体するというので、両方が建っている時間が結構長くあると思うのです。その場合の電波障害について、片一方だけのときと違うと思うのですけれども、どのように対策するのかということと、もう一つ、撤去建物について、廃棄物のところに初めて撤去建物についてということが出てくるのですけれども、例えば騒音や振動という解体に係るものも出てくるのではないかと思うので、そのところをどういうふうに考えていらっしゃるのか、伺えたらと思います。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 電波障害の建物が両方あったときというお話であったかと思えます。

現状については現況調査をしますので、それで押さえられると思うのですが、予測のときには単体で建っているときと両方が存在するときと両方を予測する形にすれば解決できると思いますので、そういう方向を検討したいと思います。

○坪田会長 もう一つのほうをお願いします。

○事業者（札幌市環境局環境事業部） 一つ目の省エネにつきましては、貴重なご意見をありがとうございます。

工事のほうも、施設の断熱を考慮しながら、なるべくエネルギーの消費が少ない建物を建てていきたいと考えております。

また、先ほどの高温、高圧の蒸気というところもございますけれども、例えば、廃熱を利用して空気を温めるとか、水を温めるとか、そういったことで熱の利用を進めながら省エネを図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、解体の廃棄物の関係につきましては、今回、解体工事につきましては環境影響評価の対象となっておりますので、今回の中で出てきます廃棄物のところがあったと思いますけれども、建物を建てるに当たって、そこに残っている建築物を撤去するための廃棄物というところがございます。

解体工事に係る振動とか騒音につきましては、工事の環境基準がございますので、それに準拠する形で工事を進めてまいりたいと考えております。

○奈良委員 分かりました。ありがとうございます。

○秋山委員 秋山です。よろしくをお願いします。

ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

大気質の評価のところ、これは騒音にも関係する部分かと思うのですけれども、稼働後の交通量の変化が現行とどのように変わるかという評価をされるときに、恐らく、現行とかなり変わるというのは、広域で石狩のごみをこちらのほうに運ぶという点かと思うのですが、その点の変化を評価して盛り込んでいくという考え方でよろしかったのかどうか、お聞きしたいです。

○坪田会長 回答をお願いいたします。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 今、石狩市、当別町からのごみも受け入れるということなので、騒音、振動、大気質、沿道の予測をすることになりますので、その搬入ルートは当然検討して、それを加味した形で予測、評価するようにします。

今、具体的なルートが決まっているわけでは多分ないと思うので、準備書の段階のときに清掃工場にやってくるルートについては検討して、予測には反映させる形にしたいと思います。

○秋山委員 分かりました。ありがとうございます。

○坪田会長 ほかにはございますか。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

時間はまだありますので、もしございましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください。

（各委員から発言なし）

○坪田会長 特にないようですので、ここで質疑は打ち切りとさせていただきます。

では、事務局のほうで本日の審議内容を整理して、次回に向けた資料等の準備をお願いいたします。次回は、正式な諮問を市から受けた上で審議を継続していきたいと思えます。

今日は質問がなかった方が次回にされても結構ですので、ぜひよろしくをお願いいたします。

環境局環境事業部の方々には、本日のご出席と説明を誠にありがとうございました。

以上で、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書の第1回目の審議を終了いたします。

それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 坪田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、熱心なご審議をどうもありがとうございました。

今後の審議会では、本事業の諮問審議を予定しております。

会議開催の日程調整等につきましては、現在調整中でございますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以 上